

税制上の優遇措置についてのご案内

社会福祉法人に対する寄附は、特定公益増進法人への寄附として税制上の優遇措置を受けることができます。
優遇措置を受けるためには、確定申告に際し、当法人発行の領収書が必要となります。

【個人の場合】

社会福祉法人に寄附をした個人は、確定申告によって下記の金額を限度とし、所得税法上の寄附金控除が受けられます。

控除額の計算方法：① 所得控除 の場合（所得税法第78条第2項第3号該当）

その年中に支出した特定寄附金の合計額と、
年間所得の40%相当額のうち、いずれか少ない方の金額

－

2千円

=

寄附金控除の額
(所得から控除)

控除額の計算方法：② 税額控除 の場合（租税特別措置法第41条18の3該当）

寄付金額 － 2千円

×

40%

=

寄附金税額控除の額
(所得税額から控除)

所得税額の25%が上限

【法人の場合】

社会福祉法人に寄附をした法人は、確定申告によって下記の金額を限度とし、法人税法上の損金算入ができます。

控除額の計算方法：① 一般寄附金の損金算入限度額（法人税法第37条第1項該当）

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

※計算例：資本金等の額 2,000 万円、所得の金額 1,400 万円、1 年決算法人の場合の損金算入限度額

$$\left(2,000 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{12}{12} + 1,400 \text{ 万円} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4} = 10 \text{ 万円}$$

※上記の一般寄附金損金算入限度額は、社会福祉事業を含めあらゆる寄附について損金算入が認められている限度額です。

控除額の計算方法：② 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第4項該当）

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{3.75}{1,000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

※社会福祉法人、学校法人等特定公益法人に対する寄附金は、上記①の一般寄附金の損金算入限度額のほかに、
別枠で損金算入することができます。

この場合には、確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した

法人税法施行規則別表14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります。)を添付してください。

※詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。